

就学支援金および授業料軽減助成金の申請について

就学支援金および授業料軽減助成金について、以下のとおりまとめましたので、ご確認ください。
 なお、それぞれの申請に関しては、時期が近くなりましたら、別途ご案内いたします。

	就学支援金 (国の制度)	授業料軽減助成金 (東京都の制度)
申請時期	7月1日(月)～7月12日(金) <u>※6月中に申請しないでください。</u>	6月20日(木)～7月31日(水)
対象者	所得制限あり ※対象者のみ申請してください!	東京都在住者全員 (☆在住要件あり)
手続き	必要 (<u>対象外の方は不要</u>)	必要
システム ※それぞれ別のシステムです。	e-Shien	授業料軽減助成金 オンライン申請システム
支給方法	学費Ⅱ期またはⅢ期から減額	保護者へ直接振込

☆在住要件：保護者等（申請者）と生徒が、令和6年5月1日から申請時まで引き続き東京都内に住所を有している方

授業料負担軽減額は

①国の**就学支援金**

②東京都の**授業料軽減助成金**

合わせて最大で
48万4,000円※

▶ 所得に関わらず、授業料負担軽減を受けることができます

▶ ①と②は、**それぞれ別に必ず申請が必要**です
 申請がない場合は、助成金を受給できません

←①が対象の場合です。①が対象外の方は、①の申請は不要です。

▶ ①と②の内訳は、申請者の所得により異なります（下図区分）
 どの区分に該当するかを判定するため、
全ての申請者について所得の確認があります

世帯年収(目安)の区分	① 国の就学支援金		② 都の授業料軽減助成金	
	申請時期	金額	申請時期	金額
約910万円以上	4月・7月申請	118,800円	6～7月申請	484,000円
約910万円未満 ～ 約590万円	4月・7月申請	118,800円	6～7月申請	365,200円
約590万円未満	4月・7月申請	396,000円	6～7月申請	88,000円

※ 48万4,000円の範囲内において、実際に負担した授業料額が上限となります

**助成を受けるためには、
毎年度必ず申請が必要です**